(その1)

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
ニ	ニ	な	木 申 三	〇	

※該当箇所に レ すること。

（ふりがな）　まるやまかずやこうえんかい

1　政治団体の名称　丸山和也後援会

2　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－１－１
参議院議員会館９１３号室

3　代表者の氏名　丸山　和也

4　会計責任者の氏名　松井　攻

5　平成　27　年分

団体コード	1 1 9 0 1 0 2 9 2 0 0 1 2 0 *
前年繰越額	14，484 円

事務担当者の氏名　松井　攻

電話番号　03-6550-0913

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無
レ 有　□ 無
公職の種類　参議院議員　(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名　丸山　和也

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　丸山　和也
公職の種類　参議院議員　(現)・候

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

105350

受付
28.7.26
収支公開室
第　号

3144号
28.5.24
東京都選挙管理委員会
事務局

2565

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	135,485
（前年からの繰越額）	14,484
（本年の収入額）	121,001
支　出　総　額	135,444
翌年への繰越額	41

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	0	

（その４）

(4) 借　入　金		
借　　入　　先	金　　額	備　　考
自由民主党東京都参議院比例区第五十三支部	10,000	平成27年2月24日
自由民主党東京都参議院比例区第五十三支部	10,000	平成27年5月22日
自由民主党東京都参議院比例区第五十三支部	100,000	平成27年6月29日
自由民主党東京都参議院比例区第五十三支部	1,000	平成27年12月9日
合　　計	121,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
1 件 10 万 円 未 満 の も の	1	
合　　計	1	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	56,604	0	
(4) 事務所費	78,840	0	
小計	135,444	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	0	0	
合計	135,444		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
その他の支出	56,604				
合計	56,604				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会計監査業務委託料	54,000	H27/6/29	かえで税理士法人	東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー4階	
ファックスコピー・リース料	23,976	H27/10/5	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
その他の支出	864				
合計	78,840				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
自由民主党東京都参議院比例区第五十三支部	1,950,184		

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　24日

政治団体の名称　丸山和也後援会

会計責任者の氏名　松井　攻　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２８年５月１６日

丸山和也後援会
代表 丸 山 和 也 殿

登録政治資金監査人 山下章太
登 録 番 号 第 １２４ 号
研 修 修 了 年 月 日 平成20年12月17日

１ 監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、丸山和也後援会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、丸山和也後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると山下章太が判断したため、かえで税理士法人の事務所内（東京都千代田区永田町２－１３－１０）において行った。

２ 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、丸山和也後援会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３ 業務制限

丸山和也後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、丸山和也後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上